



# 「若桜町森林(もり)づくり条例」の概要 <前文+全21条>

## 前文

本町は、総面積の約 95%が森林であり、スギを主体とした人工林は、民有林面積の約 6 割を占めている。

植林の歴史は少なくとも 300 年前にさかのぼり、林業は古くから本町の最も重要な基幹産業として、町民の暮らしを支えてきた。先人達が育てた優良で豊富な森林資源や、林業と密接な関わりの中で育まれてきた緑豊かな景観は、町の象徴であり、若桜町の歴史は林業の歴史とも言える。

本町の森林は、水源のかん養や土砂流出、山地崩壊の防止、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能を発揮するとともに、森林の生み出す清らかな水と養分は、田畑を潤し、海域の環境を良好に維持するなど、下流域の人々にも多くの恩恵をもたらしてきた。

しかし、森林・林業を取り巻く現状は、木材価格の長期低迷や林業の採算性の悪化、所有者の不在や高齢化、山林に対する関心の低下等により、人工林の齢級構成の偏りや間伐などの手入れの行き届いていない森林が多くあるなど、多くの課題を抱えている。

この課題に対して、「植える」、「育てる」、「使う」、「植える」という森林資源の循環利用の促進と、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を適切に管理し、森林資源の有効活用に努める必要がある。また、町、森林組合、事業者、森林所有者及び町民一人一人が、先人達の育てた優良で豊富な森林資源について理解を深め、それぞれの責務、役割により、森林づくりに主体的に参画し、連携を深めていくことが重要である。

森林資源の有効活用と次の世代への継承を通じて、私たちの町が「若桜材産地」であることに自信と誇りを持ち、もって林業の成長産業化の実現による本町産業の発展を目指し、ここに、若桜町森林づくり条例を制定するものである。

## 第1章 総則 (第1条～第8条)

### 目的

(目的)

第1条 この条例は、町民等の主体的な参画による森林づくりに関する施策の基本となる理念を定め、町等の責務及び森林所有者等の役割を明らかにするとともに、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって林業の成長産業化の実現による本町産業の発展に資することを目的とする。

### 基本理念

- ①町民等の理解と主体的な参画による森林づくりの推進。
- ②長期的な展望に立った計画的な森林づくりの推進。
- ③林業及び木材産業の振興による、木材資源の循環利用が可能な森林づくりの推進。
- ④森林資源を地域活性化につながる素材として認識し、まちづくりと一体となった森林づくりの推進。
- ⑤次代を担う森林づくりを支える人材の育成。

### 責務と役割

(第4条～第8条)

← 責務 →		← 役割 →			
町(行政)	森林所有者	森林組合	事業者	町民等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本的かつ総合的な施策の推進</li> <li>●国、県及び他の地方公共団体との連携・協力体制の構築</li> <li>●条例の基本理念についての周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●適時に伐採、造林及び保育を実施することによる経営管理の実施</li> <li>※森林経営管理法(平成30年法律第35号)第3条第1項の規定に基づくもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●森林の境界及び木竹の状況を把握する</li> <li>●町が実施する森林づくりに関する施策に協力する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●森林づくり及び森林資源の有効な利用の促進に積極的に取り組み、町の森林づくりに関する施策に協力する</li> <li>●森林の適正な管理について組合員に働きかけ、計画的に森林づくりに取り組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●森林の多面的機能の確保に配慮し、町の森林づくりに関する施策に協力する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●森林づくりに関する活動に積極的に参加し、町の森林づくりに関する施策に協力する</li> </ul>

## 第2章 基本的施策（第9条～第20条）

森林整備の推進

町産材利用拡大

住民主役の森林づくり

町有林の管理・情報公開ほか

◆森林整備の推進(第9条)	●森林整備の推進及び林業並びに木材産業等の健全な発展のための、森林資源の循環利用、森林の境界の明確化、林地台帳の整備その他森林施策の推進等
◆効果的かつ効率的な森林づくり(第10条)	●町内を流域等で区分した地区ごとに森林整備の現況の把握及び目標の設定、森林づくりの全体整備方針(ビジョン)の作成
◆推進体制の整備(第11条)	●町、県、他の地方公共団体、森林所有者、森林組合、事業者及び町民等が意見を交換し、相互に連携ができる体制の整備 ※鳥取市、八頭町、若桜町、八頭中央森林組合、事業者等で組織する「森林づくり協議会」(事務局:八頭中央森林組合)への参画
◆町産材の利用拡大(第12条)	●住宅等への活用の促進、町民に対する理解の促進、公共事業への利用の推進及び加工流通体制の整備に関する支援
◆まちづくりと一体となった森林づくり(第13条)	●森林づくりに関わる就業機会の確保、定住に対する支援及び都市又は地域との交流の促進等
◆森林づくりの普及啓発(第14条)	●町民等に対する森林づくりに関する普及啓発 ●「若桜町森林に親しむ期間」を定め事業を推進
◆森林づくり表彰(第15条)	●森林づくりの推進に寄与したと認められる者及び団体の表彰
◆森林づくりの担い手確保及び育成(第16条)	●森林づくりの担い手となる人材の確保及び技術者の育成
◆町有林の管理運営(第17条)	●町有林の計画的かつ適切な管理運営
◆森林所有者等の意見の把握等(第18条)	●森林所有者及び町民等の意見の把握
◆町民等の理解の促進(第19条)	●森林整備等の状況、森林づくりに関する施策の実施状況等の公表
◆財政上の措置(第20条)	●森林づくりに関する施策推進のために必要な財政上の措置

## 第3章 雑則（第21条）

委任(第21条) この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

